|  |
| --- |
| 議　　事　　概　　要 |
| 　１　代表者会議の開会について・定例会中は、一般審査終了後及び知事質問終了後にそれぞれ代表者会議を開会することとし、それ以外は、必要に応じて開会。　２　説明員の出席の取扱いについて(1)公安委員　　 ・申合せ事項のとおり、委員会への行政委員の出席要求については、委員会で協議の上、必要の都度 出席を要求することで各会派了承。　 (2)理事者・申合せ事項のとおり、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えないこと、また、委員長の許可を得て、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席することが可能となっている。　３　委員会室における水の提供について　　　　〔資料１「議場における飲料水の提供について」参照〕　　・４月19日の議会運営委員会理事会において、資料１のとおり、議場における水の提供に関する取扱いが決定し、委員会についても本会議同様の取扱いとすることが決定されている。　４　委員会の所管事務に係る調査について〔資料２「常任委員会の所管事務に係る調査について（通知）」参照〕　　・３月５日に議会運営委員会委員長より各常任委員会委員長あてに以下の内容について通知。　　　・常任委員会において所管事務に係る調査を積極的に実施すること　　　・実施に当たっては、調査を一層充実させるため「参考人招致」、「知見の活用」及び「委員間討議」等の活用を基本とし、執行機関に出席を求める場合には、事務執行に配慮すること　　・この内容を踏まえ、本委員会における所管事務に係る調査について、各会派の意向聴取。　　　・維新：現時点で具体的な項目がないため、今後、項目が出てきた際は、随時提案する。　　　・公明：現時点で具体的な項目がないため、今後、項目が出てきた際は、随時提案する。　　　・自民：現時点で具体的な項目がないため、今後、項目が出てきた際は、随時提案する。　　・現時点で調査は実施しないこととし、今後必要性が生じた際、改めて協議することで各会派了承。　　　　５　本日の委員協議会について　　　　〔資料３「警察危機管理常任委員協議会次第」参照〕　　・このあと11時から委員協議会を開会し、所管事務事業の概要について理事者から説明を聴取。　　・説明資料は、「府議会情報共有サイト」からモバイル端末にダウンロードのうえ、持参するよう依頼。 |